

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

未来は決まっています。自分の選択によって未来は変わっていきますから、今の自分が決めているということです。
企業の業績不振の原因を外に求めている限りは、未来は改善されません。企業の未来を決めるのはトップの心構えであり、業績不振の原因は企業内にあるのだということを理解することです。足元を固めて、人と技術を磨き、夢を語り、未来を切り開くという長期視点が必要です。
何を、誰に、どこで、どうやって売るのが。企業は商品やサービスやお客様を創造しなければなりません。

私の書棚より

○良い会社とは、部下も社長も皆で仮説を出すことができ、それを検証して、高い確率で成功するまで練ってから、実際にやってみるという風土がある会社を指します。

○ジョンソン・エンド・ジョンソンの会社にとっての優先順位は、一番はお客様、二番目は従業員、三番目は地域社会、そして四番目が株主です。

「社長の教科書」
小宮一慶著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□請負に係る収益は、目的物の全部を完成して相手方に引渡した日の属する事業年度に計上します。建設業の場合には、請負金額が 50 億円以上や引渡しまでに 2 年を超える長期大規模工事の損益は、工事進行基準により計上しなくてはなりません。
長期大規模工事以外の工事でも、工事期間が 1 年未満のもので、決算をまたがる場合には、工事完成基準ではなく、工事進行基準の方法を適用することが認められています。ただし、損失が見込まれる工事や着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定決算において工事進行基準の方法による経理をしなかった場合には適用できません。

□所得税法では「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」には所得税を課しないと規定しています。今回、最高裁でこの規定に基づき、年金受給権という年金型生命保険に相続税を課し、年金受取時に所得税を課するのは、違法な二重課税であるとする判決がありました。
この最高裁判決で取扱いが変更になりますので、更正の請求期限 5 年前までの所得税の還付が可能となります。なお、更正の請求ができない 5 年を超える部分の対応は、今後検討されることになりました。
また、住民税や国民健康保険料も同様に還付されることとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

| | | | |
|------|---|------|----------------------------|
| 10 日 | ○ 7 月分の源泉所得税の納付 | 31 日 | ○ 8 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 |
| 31 日 | ○ 6 月決算法人の確定申告 ○ 12 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 9 月、12 月、22 年 3 月決算 法人の消費税中間申告 ○個人 事業者の 22 年分消費税 等の中間申告 | | |

今月の贈る言葉『人間はね、忙しいときにどれだけ勉強したかで
値打ちが決まるんだよ』 by 山田洋次